

全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））

家計への支援を行うために、一律に、給付対象者1人当たり10万円が支給されます。

- 給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- 受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主

問い合わせ先：コールセンター（電話）03-5638-5855



この給付金に、所得税及び個人住民税はかかりません。

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金（一時金）が支給されます。



この給付金も、所得税及び個人住民税はかかりません。

上記以外にも、次のような支援策が予定されています。

- 感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対する、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除
- 収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続実施（緊急小口資金で最大20万円貸付。なお、収入の減少が続く場合等には、更に総合支援資金で、二人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間貸し付けることで対応（合計80万円）するとともに、償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できる）
- 高校生や大学生に対する授業料の減免

参考： 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～（令和2年4月7日、令和2年4月20日変更）」 https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf
厚生労働省「雇用調整助成金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
厚生労働省「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
経済産業省「持続化給付金に関するお知らせ」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>
中小機構「中小企業生産性革命推進事業」 <https://seisansei.smrj.go.jp/>
首相官邸「生活と雇用を守るための支援策」 https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html
総務省「特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html